

※ 平成 25 年 3 月に原子力規制委員会に提出。全ての項目について、新規制基準への反映等により対応されている。

## 新安全基準骨子案（設計基準／SA 対策／地震・津波）に対する意見等 （静岡県意見）

### （意見等の趣旨）

福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺住民だけでなく、原子力発電所の運転の是非は県民全体の関心事となっている。

原子力規制委員会では、世界最高水準の基準を制定するとしているが、今後の浜岡原子力発電所の運転の可否を判断する重要なものである一方、住民にとっては難解な部分も多い。

県としては、住民目線で不明確、不十分と考えられる点についてはそれを解消し、県民に対し適時適切な情報提供等を行うため、意見等を述べるものである。

### （意見等）

#### 1 設計基準

##### (1) 基準制定の趣旨

福島の事故では、事業者が基準の適合性だけにとらわれていたことが要因の一つとされた。基準はあくまでも最低限のルールを定めたものであり、事業者自らが継続的な安全性の検証・追求や最新の知見の収集など不断の努力を行い、常に安全性を高めるよう継続的な改善を行うことを理念として規定すべきである。

##### (2) 2. (11) 通信連絡設備等に関する設計上の考慮 (P19)

多様性だけでなく、一定の耐震性も要求すべきである。

#### 2 SA 対策

##### (1) 1. 用語の定義の① (P6)

炉心の著しい損傷だけでなく、使用済燃料貯蔵プールにおける燃料損傷も含む内容の記載とすべきである。

##### (2) 2. (1) ③復旧作業に対する要求事項

喪失した機能の復旧のため、過酷な条件下で現場作業が行われるケースが想定されるが、現場作業員の被ばく線量を低減させるため、十分な防護対策を講じるよう規定すべきである。

- (3) 2. (1) ③復旧作業に対する要求事項の2 (P10)  
予備品等は「位置的分散を考慮して保管」とあるが、複数必要ということか。  
仮に複数必要とするのであれば、そのことを明確にすべきではないか。  
(1対2以上を要求しているものではないと思われるが・・・)
- (4) 2. (1) ③復旧作業に対する要求事項の3 (P10)  
設備の被災状況の確認及び復旧作業のために、何について「実効性のある設計対応及び運用管理」を求めているのか不明確であり、明示的に記載すべきである。
- (5) 2. (1) ⑤その他の要求事項の3 (P12)  
「事象発生後7日間」「事象発生後6日間」としている設定期間の根拠は何か。  
また、期間を限定するのではなく、「事象発生後7日以上」とすべきである。
- (6) 2. (4) 原子炉冷却材高圧時の冷却対策の【要求事項の詳細】 (a) (P17)  
バッテリー、窒素ポンプ等を可搬式代替設備としているが、当該規定における代替設備ではなく復旧のための設備ではないか。P20, 23なども同様であるが、当該規定における要求機能の代替設備を示すべきであり、他の規定の代替設備とを混同して記載しているのではないか。
- (7) 2. (8) 格納容器の冷却・減圧・放射性物質低減対策の2 (P22)  
格納容器の破損を防止するために放射性物質を低下させる機能をもたせるというよりも、格納容器の気密性低下による外部への放射性物質の漏えいを抑制するためと考えるべきで、格納容器の破損防止とは切り分けた記載とすべきである。
- (8) 2. (15) 電源確保対策 (P31)  
直流電源設備で要求している容量について、24時間(8時間)などと限定せず、「24時間以上」「(8時間以上)」と規定すべきである。
- (9) 2. (16) 制御室の【要求事項の詳細】 (b) (P33)  
居住性の判断基準を実効線量7日間100mSvとしているが、遮へい設計、換気設計更には交代要員体制が考慮された施設内の要求水準としては緩すぎるのではないか。  
※ P34も同様

(10) 3. (2) 特定安全施設の1 (P41)

特定安全施設に離隔距離又は頑健性を求めているが、航空機衝突等に対する原子炉建屋の頑健性をまず評価した上で、必要な対策を求めるべきではないか。

(11) 施設等設置の猶予期間

(今後の検討となると思われるが、)一部の施設等の設置については、猶予期間の設定が想定されるが、施設が設置されないまま事故が起きた場合に、どう対策が講じられるかを事業者にあらかじめ示させることが必要であると考ええる。

### 3 地震・津波

(1) 用語の用法 (全体)

設計基準及びS A対策も含めて、施設、設備、構築物、機器、系統などの用語は明確に使い分けをされたい。

(2) 1. 地震及び津波に対する設計の基本方針の1 (P1)

Sクラスである「重要な安全機能を有する施設」に加え、下位クラスであってもその損傷等によって波及的影響を与えるおそれのある施設についても1の要求事項を求めるべきではないか。

(3) 1. 地震及び津波に対する設計の基本方針の【要求事項の詳細】(2) (P1)

「将来活動性する可能性のある断層等」のうち、活断性のある主断層及び副断層の定義、認定に係る説明としては理解できるが、(風水害によっても生じる)地すべり面については、その定義等を説明できていないのではないか。

(4) 1. 地震及び津波に対する設計の基本方針の【要求事項の詳細】(2) (P1)

旧指針においては、後期更新世以降の活動性の有無の認定については、「最終間氷期の地層又は地形面に断層による変位・変形が認められるか否かによることができる」と規定していたが、当該規定はないと考えてよいか。

(5) 1. 地震及び津波に対する設計の基本方針の【要求事項の詳細】(4) (P2)

要求事項の詳細として「残余のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである」と記

載しているが、本文中にその趣旨の規定を設けなければ要求していることにならないのではないか。

(6) 2. 施設の重要度分類の1 (P3)

- ・ SA対策において、事象発生後7日間の事故収束対応の維持を求めていることから、貯水タンク等の代替水源を含む事故収束対応設備については、Sクラス相当の耐震安全性を要求すべきではないか。
- ・ 特に屋外タンク等については、長時間の地震動、繰り返しの地震力及び長周期地震動による施設等への影響を適切に評価し、重要な安全機能を有する施設や代替設備等の機能維持に支障がないかどうか検証することを要求すべきではないか。

(7) 2. 施設の重要度分類の【要求事項の詳細】(2) (P4)

「敷地における津波監視機能を有する施設」が必要ととれる記載になっているが、その場合、7. 津波に対する設計方針第5号の要求として明確に記載すべきである。

(8) 3. 基準地震動の策定の【要求事項の詳細】(1) (P5)

「個別の安全審査時における最新の科学的・技術的知見を踏まえて」とあるが、個別の安全審査時のみではなく、常に最新の知見等を適切に反映していくことが必要である。また、このことの実効性を担保するため、適時適切な審査及び評価を行う仕組みが必要と考える。

(9) 7. 津波に対する設計方針 (P17)

「重要な安全機能を有する施設等」とあるが、「等」に含まれるものを明確にすべきである。

- ・ 重要な安全機能を有する施設であるSクラスの施設に加え、Sクラス相当の要求施設を「等」に含めることを明示すべきである。
- ・ 燃料タンク等の可燃性物質の取扱施設については、クラス分類に関わらず、浸水により損傷を受け火災に繋がる可能性を検証し、適切な津波防護対策を講じるべきである。